

適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という）は、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイ・イー」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」第10条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

(手数料の区分)

第2条 適合証明業務の手数料は、新築住宅（まちづくり融資（賃貸住宅を除く。）を含む。以下同じ。）、中古住宅、賃貸住宅融資、リフォーム融資に区別するものとし、新築住宅にあっては一戸建て等と共同建てに区分し、中古住宅にあっては一戸建て等とマンションに区分し、賃貸住宅融資にあっては戸建て以外のみとし、リフォーム融資は戸建て型式による区分は無く、一住戸あたりの設定とするものとする。

2 優良住宅取得支援制度を利用した場合の手数料は一戸建て等と共同建てに区分するものとする。

(新築・一戸建て等における手数料)

第3条 一戸建て等における手数料は、別表1～別表3のとおりとする。ジェイ・イーにおいて確認検査及び設計・建設住宅性能評価を受けた物件、確認検査及び設計・建設住宅性能評価を受けない物件に応じて定めた額とする。

2 本手数料のほかに出張が必要とされる物件で、ジェイ・イーにおいて確認検査または設計・建設住宅性能評価を受けない物件は、別途出張費を加算する。

(新築・共同建てにおける手数料)

第4条 共同建てにおける手数料は、別表4及び別表6のとおりとする。ジェイ・イーにおいて確認検査及び設計・建設住宅性能評価を受けた物件、確認検査及び設計・建設住宅性能評価を受けない物件に応じて定めた額とする。

2 本手数料のほかに出張費が必要とされる物件で、ジェイ・イーにおいて確認検査または設計・建設住宅性能評価を受けない物件は、別途出張費を加算する。

(登録マンションにおける手数料)

第5条 登録マンションにおける手数料は、別表5及び別表7のとおりとする。ジェイ・イーにおいて確認検査及び設計・建設住宅性能評価を受けた物件、確認検査及び設計・建設住宅性能評価を受けない物件に応じて定めた額とする。

2 本手数料のほかに出張費が必要とされる物件で、ジェイ・イーにおいて確認検査または設計・建設住宅性能評価を受けない物件は、別途出張費を加算することとする。

(中古住宅における手数料)

第6条 中古住宅における手数料は、別表8及び別表9とする。一戸建て等とマンションのそれぞれの住宅がジェイ・イーにおいて建設住宅性能評価を受けた物件と建設住宅性能評価を受けない物件、優良住宅支援制度適用物件の有無に応じて定めた額とする。

2 本手数料のほかに出張費が必要とされる物件で、ジェイ・イーにおいて建設住宅性能評価を受けない物件は、別途出張費を加算することとする。

3 優良住宅支援制度における中古住宅にあっては、耐震性能に関する基準の判定に構造計算書が必要となるため別途の手数料を定めることができる。

(賃貸住宅融資における手数料)

第7条 賃貸住宅融資における手数料は、別表10のとおりとする。ジェイ・イーにおいて確認検査及び建設住宅性能評価を受けた物件、確認検査及び建設住宅性能評価を受けない物件に応じて定めた額とする。

2 本手数料のほかに出張が必要とされる物件で、ジェイ・イーにおいて確認検査または建設住宅性能評価を受けない物件は、別途出張費を加算する。

(リフォーム融資における手数料)

第8条 リフォーム融資における手数料は、別表11とする。ジェイ・イーにおいて確認検査及び建設住宅性能評価を受けた物件、確認検査及び建設住宅性能評価を受けない物件に区分に応じた額とする。

(特別区域における手数料の設定)

第9条 ジェイ・イーにおける本・支店の担当業務区域において、地域の実情等により必要と認める場合で業務の一部が省略できる等、合理的な理由がある場合は、第3条から第8条に定める手数料の額についてそれぞれ当該手数料の額を超えない範囲で、別途手数料を定めることができる。

(特例手数料の適用)

第10条 本規程を直接適用できない特別な理由を有する物件については、別途特例の手数料を定めることができる。

(適合証明書の再交付料金)

第11条 申請者が適合証明書を紛失した場合の再交付にあたっては、再交付料金として5,000円（消費税抜き）を納付するものとする。

(手数料の返還)

第12条 収納した手数料は、返還しない。ただし、ジェイ・イーの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合においては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

改定：平成21年12月4日

改定：平成22年3月18日

改定：平成22年9月15日

改定：平成24年9月3日

改定：平成25年4月1日

改定：平成26年4月1日

改定：平成28年10月1日

改定：平成29年11月1日